

鉾山資料館リニューアル基本計画及び基本設計業務委託に係る仕様書

この仕様書は「鉾山資料館リニューアル基本計画及び基本設計業務委託」（以下「業務委託」という。）の業務内容と業務遂行上の留意点について述べたものである。

1 業務委託の名称

鉾山資料館リニューアル基本計画及び基本設計業務

2 事業の目的

鉾山資料館は、昭和45（1970）年の建設当初から展示についてほとんど更新されていないため、現在は行われていない採掘や精錬に特化した展示は、それ自体が古く根本的な課題を抱えている。

現在の展示ではこのため、神岡町が鉾山とともに歴史や文化を積み重ねて現在に至っている過程を知ることができないため。また一方で、神岡鉾山が平成13（2001）年に休鉱となり、既に20年が経過する中で、地元の子どもたちは神岡にいながら鉾山の歴史や営みを知らずに育ってきた地元の子どもたちからはおり、「鉾山の街」であること自体が忘れられようとしている。

そのような課題を解決しつつ、時代のニーズに合った展示改修等施設リニューアルを施し、地元の方々に「鉾山のまち神岡」の歴史や現状を再認識してもらい、その誇りを育むするため、そのリニューアル基本計画及び基本設計を策定する。

3 業務期間

契約の日から令和5年3月28日（火）

4 業務委託の予算額

本業務委託の予算額は、8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。）

5 施設の概要

- (1) 所在地 飛騨市神岡町城ヶ丘1-1
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (3) 延床面積 1階：168.68㎡ 2階：194.53㎡
- (4) 開館年 昭和42（1967）年
- (5) 附属施設 屋外トイレ

6 業務遂行上の留意事項

(1) 条件の確認および調査

本業務の目的趣旨を把握した上で現地調査を行い、現況を把握した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、業務を行うこと。

(2) 建築を含めた検討

展示改修にあたり建築・設備との調整が必要な場合は、その条件を整理すること。

(3) 設計の検討

市が設置する検討会議メンバー及び関係者と協議打合せを行い、その結果を反映・考慮した設計内容とすること。

(4) リニューアル整備概算費用（上限）

リニューアル全体に係る整備費用は、300,000千円を上限とし、内容については次の項目を盛り込むこと。

ア 詳細設計

イ 展示工事

ウ 内・外装工事

エ 耐震工事

オ 資料館周辺整備（エレベーター設置、トイレ改修、看板設置等

(5) 耐震調査と補強

令和3年度に実施した施設の耐震調査の結果は、耐震基準を満たしていないため、耐震補強工事を行う必要はあるが、耐震工事を行えるだけのコンクリート強度は担保されているという結果であった。耐震補強計画については、令和4年度に市が既に契約している業者が行うことになるが、リニューアルの基本設計に関してはこの業者とも協議しながら進めること。

(6) 次の資料を反映・考慮した設計内容とすること。

ア 「鉾山資料館リニューアルに関するコンセプト」

イ 「平面図」

7 業務委託の概要

(1) 基本計画（基本設計のための条件）

ア 与条件の細部検討

①現況調査 立地、アクセス、近隣施設との関係等を調査・検討する。

②資料調査 展示情報・展示資料を把握・検討する。

イ 諸施設等の検討及び設定

①施設コンセプト等

施設の目的と機能構成及び事業活動を検討する。

②ゾーニング・動線計画

平面基本配置計画、利用者動線・管理動線を検討する。

③展示計画

伝えるべき情報を把握し、その表現手法を検討する。

展示資料の種類・規模形状・素材等に基づき、その取扱いを検討する。

展示シノプシス（展示テーマ、展示のねらい等）を検討、作成する。

映像・模型・グラフィック・レプリカ・実物等、主な展示手法を検討、計画する。

④管理運営計画

管理方法、運営組織体制、事業活動(体験学習等)計画を検討する。

ウ 基本計画図の作成

イの②・③・④にかかる計画図ならびに展示意匠図（配置図・平面図・立面図・イメージ図）等、必要な基本図面類を作成する。

エ 概算工事費の算出

開館までの工程を検討し、設計費、工事費等を年度別に取りまとめるとともに、年間事業費及び施設維持管理費を算出する。

オ 基本計画書の作成

上記検討結果を基本計画として取りまとめ、これをもって本業務の中間報告書とする。

(2) 基本設計

※基本計画が市の意図に合致したものとして承認を受けた後、本基本設計の段階に進むこととする。

ア 展示シナリオ、配置図、平面図、立面図、断面図、仕様書、仕上げ表、製作・施工費積算書、工程計画書、展示室イメージ図等の作成

イ その他、基本設計図書を補完する詳細図書

8 業務担当員及び業務処理責任者の選任

市は、委託業務の処理に必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者は、委託業務の処理について、業務処理責任者を定めるものとし、お互いに緊密な連絡を保って業務を実施する。

9 業務計画書の提出

受託者は、業務実施前に業務計画書を提出し、市の承諾を得た後、業務を遂行すること。

10 再委託の制限

- (1) 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託（受託者から委託を受けた第三者が別の第三者に委託する場合を含む。以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、予め書面により市の承認を得なければならない。
- (3) 市は前項の承認をするときは、条件を付することができる。

11 協議・報告等

- (1) 受託者は必要に応じて市と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行い、市からの求めがあった場合、協議に応じなければならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、市と協議の上、受託者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上これを定める。

1 2 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務上必要な図面および資料等を市に貸与を求めることができる。
- (2) 市は、受託者から貸与を求められた図面および資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された図面および資料等については、業務完了時まで責任を持って市に返還するものとする。

1 3 成果品

- (1) 業務報告書（基本計画・基本設計書を含む。） 5部
- (2) 電子媒体（報告書の電子ファイルを CD-R 等に記録したもの） 2式

1 4 著作権の帰属

本業務の成果品に係る著作権は市に帰属するものとする。ただし、写真等の素材で他に著作権を有している者がいるものについては、本業務に関連する場合にのみ使用できるものとする。

1 5 成果品納入場所

飛騨市神岡振興事務所 市民振興課 企画商工観光係
(〒506-1195 岐阜県飛騨市神岡町東町378)

1 6 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、市・受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、市・受託者協議の上、決定するものとする。

1 7 その他

(1) 守秘義務事項

受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

受益者が当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の他、これに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。